



京都府
京都市消防局



女性消防団員や訪問看護ステーション等、 高齢者等にとってより身近な団体と連携した 焼死者防止対策の推進と消防職員の 更なるスキルアップ

事例類型 I 実効性向上 / IV 他団体との連携 / V 人材育成

取組期間 平成29年4月から

背景

本市では平成24年から28年までの5年間で発生した焼死者53人のうち、高齢者又は身体に障害のある方(以下「高齢者等」という。)が約8割(44人)を占め、高齢者等に対する焼死者防止対策は、喫緊かつ重大な課題である(焼死者数は放火自殺を除く。)

本市ではこれまで、特に火災の犠牲となりやすい高齢者等を対象に、以下の取組をはじめ、あらゆる手法や場面を通じ、指導、啓発に取り組んでいる。

- ・在宅避難困難者の把握と消防職員による全戸訪問(防火安全指導)
- ・地域包括支援センター等の地域・民間団体と連携した合同防火訪問
- ・防火指導技能向上のための職員研修

高齢者等一人ひとりの生活実態に合わせたより具体的な指導を繰り返す行い、防火指導を更に実効あるものとするために、消防職員だけでなく高齢者等に接するより多くの者が、「火の用心」について働き掛ける機会をどのようにして創出するかが、課題となっていた。

内容

本市では、このような課題に対応するため、次の事業に取り組み、推進している。

1. 女性消防団員防火安全指導隊の創設

着眼点

地域に根ざした消防団員、とりわけ、家庭内の火気取扱いに詳しく、接し方もソフトな女性消防団員の力をもっと活用できないか。

取組内容

各消防団に、分団の組織・管轄地域の枠を超えて女性ならではの視点で高齢者等宅の防火指導を実施する「女性消防団員防火安全指導隊」を創設した。



●女性消防団員防火安全指導隊の活動風景

【具体的実施事項】

- ・高齢者等宅への防火指導
- ・防火運動時の街頭広報 など

2. 京都府訪問看護ステーション協議会との協定締結

着眼点

頻繁に高齢者宅を訪れ、高齢者個別の身体状況や生活様式を熟知し、寝室でもケアをする訪問看護師の協力を得られないか。

取組内容

高齢者等世帯と接する機会が多い訪問看護業者と行政が連携し、高齢者等世帯に更なる安心・安全を提供するため、(一社)京都府訪問看護ステーション協議会と京都市との合意により、平成29年9月14日「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」を締結した。

【協定内容】

- (一社) 京都府訪問看護ステーション協議会の実践事項
 - ・訪問看護時における火災危険の点検及び排除のための指導
 - ・住宅用火災警報器の設置勧奨や作動確認
- 本市の実践事項
 - ・(一社) 京都府訪問看護ステーション協議会に対する研修の実施
 - ・高齢者等宅における火災の発生状況等、定期的な情報提供
 - ・協議会から連絡を受けた世帯への専門的な防火指導の実施

3. 住宅用火災警報器の設置・交換の促進と、高齢者にとって消防職員がより身近な存在となるための取組

着眼点

高齢者等にとって消防職員がより身近な存在となるよう、より積極的な支援を行いつつ、消防職員の防火指導能力を更に向上する必要がある。

取組内容

- 住宅用火災警報器を自ら設置・取替えてできない世帯に対する取付け支援
焼死者防止対策の切り札である住宅用火災警報器を、高齢等の理由で自ら設置等ができないために、設置や交換を躊躇する世帯の解消を目的に、消防職員による取付け支援の体制を整備した。
取付けの際には住居内に立ち入るため、室内の火災危険の点検や危険排除のための指導を合わせて実施している。
- より臨場感ある職員研修の実施
平成29年5月26日、同年6月2日・9日の3日間、消防職員に対し、防火指導技能向上のための「防災指導員研修」を実施した。
実際の指導現場である高齢者宅内を体験できるようなスライド形式の研修資料を作成するとともに、ワークショップやロールプレイングの手法を用いた参加型の研修とした。また、若手職員とベテラン職員を同じグループに配するなどの工夫を凝らし、多様な意見や経験を共有できるようにすることで、職員の指導力の育成強化を図った。



●職員指導研修の資料の一部

成果

1. 女性消防団員防火安全指導隊

女性消防団員防火安全指導隊は、高齢者等宅を訪問し、女性ならではの視点で防火指導を行うほか、街頭広報等を通じて、女性消防団員の活動を市民に周知し、更なる女性の入団促進を図るために創設した。本格的な活動は、秋の火災予防運動から開始し、同期間中に約80名の女性消防団員が高齢者等宅を訪問し、防火指導を行った(約600件)。このような取組の成果もあり、女性消防団員数は過去最高の462名(平成30年4月1日現在)となり、全消防団員数(平成30年4月1日現在4,430名)に占める割合は10.4%である(全国割合2.9%平成29年4月1日現在)。

2. 京都府訪問看護ステーション協議会との協定

平成29年9月の協定締結以降、市内約650名の訪問看護師による住宅防火点検が訪問看護利用者(市内約7,700名)に対し随時実施されている。

また、訪問看護師が安心して防火指導等を実践できるよう、具体的な点検項目等を記載した「住宅防火点検マニュアル」を作成したことで、訪問看護師の防火に関する知識及び指導技能の向上に繋がった。



●協定締結式の様子



●訪問看護師による住宅防火点検の様子



●住宅防火点検マニュアル

3. 住宅用火災警報器を自ら設置・取替えてできない世帯に対する取付け支援

消防職員による取付け支援は、これまでからも行政サービスの位置付けで個別に対応してきたが、ホームページ等でも積極的に広報するようにしたことで、より多くの方に本取組を知っていただくことになり、取付け要望も着実に寄せられている。

また、地域に対する住宅用火災警報器の共同購入の呼掛けの際にも、消防職員による取付け支援の存在が、市民の安心度を高め、住宅用火災警報器の設置率及び取替率の向上に大きな役割を果たしている。

【京都市の住宅用火災警報器設置率】

時点	設置率	条例適合率
平成28年6月1日	90.0%	80.0%
平成29年6月1日	92.0%	81.0%

※全国平均
(平成29年6月1日現在
設置率81.7%、条例適合66.4%)

4. 職員のレベルアップによる高品質な市民指導の実現

消防局本部が主催した「防災指導員研修」の受講者が、研修で得た知識・技能を各職場に持ち帰り、フィードバック研修を実施することで、全市的な職員の指導能力の向上に繋がっている。

職場ごとでは、更に地域事情に特化した防火指導マニュアルを作成するなど、消防職員の技能伝承にも役立てており、市民にとって身近で親しみやすい消防の推進の基礎となっている。

選考委員のコメント

住宅防火対策について、女性消防団員防火安全指導隊の組織化、訪問看護事業者との連携、住警器の取付け支援体制の整備、ロールプレイング型防災指導員研修など、様々なアイデアを考え、かつ着実に実行して成果を上げている点が素晴らしい。